

令和6年1月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第2386号 不当勧誘差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年1月19日

判 決

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

原 告	特定非営利活動法人
	消費者支援ネット北海道
同 代 表 者 理 事	松 久 三 四 彦
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	稻 垣 佳 典
同	猪 瀬 健 太 郎
同	竹 之 内 洋 人
同	原 琢 磨
同	山 田 光 洋

東京都渋谷区恵比寿1丁目15番9号日宝恵比寿ビル403

被 告	株 式 会 社 F L L W
同 代 表 者 代 表 取 締 役	加 藤 宙

主 文

- 1 被告は、消費者に対し、保険金請求サポート業務委託契約の締結を勧誘するに際し、「無料調査0円」など、火災・地震保険金の申請のために被告が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないと誤認させる内容を告げてはならない。
- 2 被告は、前項記載の内容を記載した書面（電磁的記録を含む。）を廃棄せよ。
- 3 被告は、消費者との間で、保険金請求サポート業務委託契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 4 被告は、前項記載の意思表示が記載された契約書書式（電磁的記録を含む。）

を廃棄せよ。

5 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告は、主文同旨の判決を求め、請求原因として、別紙「請求の原因」に記載のとおり主張した。

第2 被告は、適式な呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しない。したがって、請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。

この事実によれば、原告の請求はいずれも理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官

寺 本 隆 一

裁判官

渡 貫 昭 太

裁判官

齋 藤 由 里 阿

(別紙) 契約条項目録

(契約内容欄)

注意事項 解約に関しては、見積書作成・図面作成等の申請に係る書類作成費用として解約時期に応じて解約手数料がかかります。

契約書締結後－保険会社へ事故申請書類送付前 10万円(税別)

以上

請求の原因

第1 当事者

1 原告

- (1) 原告は、平成20年4月22日に札幌市中央区北4条西12丁目1番55を主たる事務所として設立された特定非営利活動法人である(甲1)。原告は、平成22年2月26日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に定める適格消費者団体の認定を受け、平成25年2月22日、平成28年2月16日及び平成31年2月20日に適格消費者団体たる認定の有効期間につき更新された(甲2、甲3)。
- (2) 原告は、消費者団体、消費者被害に関する専門家及び市民を会員として結成され、北海道における消費者被害の拡大防止のために不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を求める事業等を行っている(甲1)。

2 被告

被告は、東京都渋谷区に本社があり、火災保険請求サポート業務等を業とする株式会社である。同社は、火災保険請求サポート業務を行う際に、「ホームサポートの家調」との名称を用いている。

第2 被告による不当勧誘

1 被告が勧誘に使用しているチラシ

被告は、不特定多数の者に対し、火災保険請求サポート業務委託契約の締結につき勧誘するに際し、「無料調査0円」と、火災・地震保険金の申請のために被告が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないとの内容が記載されたチラシ（甲5）を配布している。

2 被告の勧誘が消費者契約法4条1項1号に該当すること

(1) 契約後に解約すると少なくとも11万円の解約手数料が発生すること

保険金請求サポート業務委託契約書（甲6）には、「契約内容」欄の注意事項において、「契約書締結後-保険会社へ事故申請書類送付前」の解約手数料は「10万円（税別）」であるとの記載がある。

かかる記載は、消費者が、契約締結後、被告による調査が行われる前の時点で解約したとしても、解約手数料として11万円（10万円及び消費税1万円の合計額）を支払う義務を負うことを示すものであり、実質的にみると、被告が行う調査につき11万円の費用を要するという事となる。

(2) よって、上記1記載の、火災・地震保険金の申請のために被告が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がない旨の告知は、役務の対価に関し、明らかに事実と異なる告知であり、消費者契約法4条1項1号に該当する。

3 よって、原告は、被告に対し、火災・地震保険金の申請のために被告が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないとの内容を含む勧誘行為の差止を請求する。

第3 不当な契約条項

1 被告が使用している契約書式及び契約条項

被告は、火災保険請求サポート業務委託契約を締結するに際して、不特定かつ多数の消費者との間で、「保険金請求サポート業務委託契約書」（甲6）の書式を使用している。同書式の「契約内容」欄中の「注意事項」と記載された部

分には、別紙契約条項目録記載の契約条項が含まれている。

2 別紙契約条項目録記載の契約条項が消費者契約法9条1項1号に違反すること

(1) 契約締結後、調査が行われる前の時点において事業者には損害は発生しないこと

火災保険請求サポート業務委託契約の締結後、被告による調査が開始される前の時点において被告には何らの損害も生じていないことは明白である。

(2) 他方、別紙契約条項目録記載の契約条項は、契約締結後に消費者が解約した場合、被告による調査が開始される前の解約であっても、消費者が11万円の解約手数料を支払う旨の条項である。

そのため、上記契約条項は、被告に生ずべき平均的損害を明らかに上回る違約金を請求する内容の条項であり、消費者契約法9条1項1号に違反することは明白である。

3 よって、原告は、被告に対し、別紙契約条項目録記載の内容を含む意思表示の差止を請求する。

第4 原告は、被告に対して、令和5年10月12日付けにて、消費者契約法41条1号所定の事項を記載した差止請求書を発送し（甲7の1）、同差止請求書は、令和5年10月16日に被告に到達した（甲7の2）。

第5 消費者契約法に違反する意思表示のおそれ（請求の趣旨2に対応）

1 本訴に至った経過

原告は、被告に対し、令和5年3月13日、上記第2記載の勧誘方法及び上記第3記載の契約条項に関する申入書（甲8）を送付したが、被告からは、期限（同年4月10日）までに回答もなく、電話連絡などもなかった。

そのため、原告は、被告に対し、同年5月9日、前記申入書（甲8）に対する回答を求める書面（甲9）を送付したが、被告からは、期限（同年6月5日）までに一切の連絡がなかった。

さらに、第4に記載した通り、原告は、同年10月12日付で、差し止め請求書を発送したが、被告からは、これに対しても一切の連絡はなかった。

その結果、原告は、本件訴訟を提起するに至った。

2 消費者契約法4条に違反する勧誘行為及び消費者契約法9条に違反する意思表示が行われるおそれ

前項のとおり、被告は、前記申入書（甲8）、回答を求める書面（甲9）にも全く応答しない状態が続いており、最初から原告からの申し入れを無視しようとする姿勢が顕著である。

そのため、今後も請求の趣旨第1記載の内容を含むチラシや、別紙契約条項目録記載の契約条項の内容を含む書式を、継続して使用する蓋然性が高く、仮に被告が今後は使用しないと主張したとしても、廃棄を命じなければ引き続きそのまま使用する蓋然性が高い。

3 消費者契約法12条1項及び同条3項の除去措置及び予防措置

消費者契約法12条1項では、適格消費者団体は、事業者が消費者契約法4条1項から4項までに規定する行為に供した物の廃棄、除去その他の措置を請求でき、また、同法12条3項では、適格消費者団体は事業者が消費者契約法8条から10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の意思表示に供した物の廃棄、除去その他の措置を請求できる。そこで、原告は、被告に対し、上記の廃棄又は除去措置として、消費者契約法4条に規定する勧誘行為に該当する内容を含むチラシを含む電磁的記録全ての廃棄を請求するとともに、消費者契約法9条に規定する消費者契約の条項に該当する内容を含む契約書式及び同書式を含む電磁的記録全ての廃棄を請求する。

第6 結論

よって、原告は、被告に対して、消費者契約法12条に基づいて、請求の趣旨記載の勧誘行為及び意思表示の差止、契約書式の廃棄を求める。

以上

これは正本である。

令和6年1月26日

札幌地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 杉山千尋

